

市長室 お答え します

暗い場所に灯りを ～街灯の設置～

Q わたしの家の周辺は住宅地ですが、街灯がありません。冬になると日没が早く、夕方には外が真っ暗になります。最近、テレビで幼い子を狙った事件や犯罪が多く報道され、子どもたちが心配です。ぜひ街灯を付けてください。

A 歩行者の安全確保や犯罪防止のため、通学路や住宅街の道路などに取り付ける街灯を防犯灯と言います。

区や自治会などが地域の実情に合わせて設置と維持管理をしていますので、相談してください。

市では、一定の条件を満たす場合に、防犯灯の設置や維持管理に必要な費用(電気料金・修繕費など)の一部について、区や自治会などへ補助金を交付しています。

※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。



このコーナーでは、これまで「市長への手紙」などを通じて寄せられた意見・要望のうち、問い合わせの多いものについて、市の取り組みや考え方などをQ & A方式で紹介します。

消費生活 相談

Q&A

賞味期限内に 食べたのに!?

Q スーパーで購入した食料品を数日に渡って食べていましたが、賞味期限内にもかかわらず味が変わってしまい、結局捨てることに。なぜでしょうか。



A 「賞味期限」は「未開封で、表示された保存方法で保存した場合に、おいしく食べることができる期限」のことで、製造者や加工者が科学的・合理的根拠に基づいて設定したものです。

今回のように開封してしまった場合や、表示と異なる保存の仕方をした場合には、いつまで食べられるのかを自分自身で判断することになりますので、注意してください。

また、「賞味期限」は、過ぎたからといって直ちに食べられなくなるというものではありませんが、似たような表示で「消費期限」があり、これを過ぎると品質の安全性が保証されません。「消費期限」を過ぎた場合は、食べないようにしましょう。

食品表示に関する相談は、食品表示110番(☎0120-481-239)へ問い合わせてください。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

！消費生活センターからの緊急注意報！

2月1日から、NTT東日本の下総エリアに光ケーブルが開通しました。同地区で、代理店などがサービス申し込みについて重点的に電話勧誘しているようです。内容がよく分からないまま「はい」と返事をしてしまったことによるトラブルが発生しています。契約内容をよく理解した上での対応が必要です。